

令和 8 年 6 月発行

自治会運営の 手引き

米子市自治連合会

はじめに

各自治会におかれましては、各種行事の開催、公民館等各組織との連携調整についてご苦労が多いことと拝察致します。

近年、住みよいまちづくりのためには、そこに住む人たちがそれぞれの地域について考え、地域の課題を見出し、解決していくことからより良い「まちづくり」への取組みを進めていくことが必要とされています。

その中で自治会は住民にとって最も身近な存在として地域社会における重要な意義、役割を担っており、現在の社会環境の変化などを要因とする価値観の多様化や近隣関係の希薄化が進む社会において自治会の持つ役割は地域づくりの大きな柱となっています。

また防災、防犯対策の観点からも自治会の存在意義は大きく、助け合い、支え合いの精神を形成するうえで、人と人とのつながりの大切さが再認識されており、今後は更に地域を基盤とした自治会活動を行なっていく必要があります。その一方で、少子高齢化、人口減少の進展と核家族化、単身世帯の増加や個人の価値観及び生活様式の多様化により、地域のつながりや自治会の加入率が減少傾向にあります。

こうした中、米子市自治連合会として自治会運営や活動を円滑に行う観点から「自治会運営の手引き」、自治会加入促進の観点から「自治会加入促進の手引き」をそれぞれ作成し、各自治会長に配付してきました。

平成28年度からは、自治会の活性化（自治会を基盤とし地域住民の連携・絆の構築）の観点から、自治会の円滑な運営のため加入促進を盛り込んだ「自治会運営の手引き」を米子市自治連合会活性化委員会において、毎年内容を検討し、修正、改訂して作成しております。内容的に不十分と感じられる部分もあると思いますが、今後の自治会運営の参考にしていただければ幸いです。

令和8年（2026年）

米子市自治連合会

会長 近 藤 豊

目 次

I. 自治会運営について

1	自治会の意義・目的・・・・・・・・・・	1
2	自治会の機能・活動内容（例）・・・・・	2
3	自治会長の主なしごと・・・・・・・・・・	3
4	公民館、地区社会福祉協議会等との連携・・・・・・・・	5
5	自治会運営Q&A	
	（1）自治会活動（趣旨・機能）・・・・・・・・	7
	（2）自治会運営に関するさまざまな課題 （自主防災組織、ごみ収集など）・・・・・・・・	1 3
6	自治会が利用できる主な補助制度	
	（1）米子市コミュニティ施設整備事業・・・・・	1 6
	（2）コミュニティ助成事業・・・・・・・・	1 6
	（3）一般コミュニティ助成事業・・・・・・・・	1 6
	（4）防犯灯設置費、電灯料の補助・・・・・・・・	1 7
7	その他	
	（1）認可地縁団体・・・・・・・・	1 8
	（2）自主防災組織・・・・・・・・	2 3
8	自治会関係書類等参考例	
	（1）自治会規約参考例・・・・・・・・	2 7
	（2）要望様式参考例・・・・・・・・	3 2

Ⅱ．自治会加入促進について

1	自治会とは・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2	自治会加入の必要性・・・・・・・・・・	38
3	自治会加入促進の手順・・・・・・・・・・	39
4	加入促進の留意点・・・・・・・・・・	41
5	よくある質問と回答例・・・・・・・・・・	43
6	加入促進の活動事例・・・・・・・・・・	46
7	加入促進関係文例等	
	(1) 加入案内文例・・・・・・・・・・	49
	(2) 加入啓発チラシ例・・・・・・・・・・	51
	(3) 加入申込書例・・・・・・・・・・	53

Ⅲ．資料

(1)	公民館とは・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(2)	地区社会福祉協議会とは・・・・・・・・	56
(3)	各種団体等・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(4)	自治会にデジタルを導入してみよう	58
	米子市自治会運営支援アプリ「CHIKUWA! (チクワッ)	
	・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(5)	防災無線の情報を知る方法・・・・・・・・	61
(6)	米子市管理の道路照明灯について	62

I、自治会運営について

1 自治会の意義・目的

自治会は、一定の区域に住む住民がお互いに連携協力して、安心安全でこころ豊かに暮らすために住民自らが組織する団体です。すべての住民が気持ちよく暮らしていくために、必要なことを見出し、話し合い、それを実践する組織であり、日常生活にもっとも身近な組織と言えます。

米子市内には現在409の自治会があります。それぞれの自治会では、その地域の特色を活かしながら、住みよい地域づくりを目指して幅広い活動に取り組んでいます。

一人でも多くの人に自治会の意義を理解して組織に加わっていただき、自分にできる範囲のことで地域に協力していただくことが、住みよいまちづくりの基盤になります。

(令和8年5月時点)

米子市自治連合会	地区自治連合会	自治会（総計）
常任委員＝地区自治連合会の会長 29名の常任委員から役員を選出 ＜役員構成＞ 会 長 1名 副 会 長 4名 会 計 1名 監 事 2名	29 (公民館の区域ごと)	409



2 自治会の機能・活動内容（例）

一般に自治会の役割として、親睦・安心安全・環境整備・行政連絡・地域調整・対外的代表などの機能があります。

活動内容は各自治会で決定して実施されるものですが、主なものを具体的に示します。

～住民同士のつながりづくり～

（１）レクリエーション等親睦行事

会員の交流と親睦を目的に、祭り、レクリエーション、盆踊り、運動会、花見等各行事を行なっています。

（２）自治会加入促進

親睦を図りながら、心のつながりを深め、住みよい地域にするために多くの方々に加入を呼びかけています。

（３）地域活動への協力

地区内のサークル活動、講演会、公民館祭、敬老会等の諸活動に協力しています。

（４）各種団体の支援・協力

子ども会・老人クラブ等地域の諸団体の支援及び活動に協力しています。

（５）広報・連絡

会員のみなさんに、広報紙の配布や行政からのお知らせの回覧等を行なっています。

（６）住民の意見集約・つながり

近所の慶弔の協力、困りごと相談を含む住民の声を聞き、住みよい環境、つながりを大切にするよう行動しています。

～住みよいまちづくり～

（７）環境美化

道路や溝の清掃等の環境美化活動を行なっています。

（８）交通安全・防犯

夜道を安心して歩けるように防犯灯を設置し、管理を行なっています。交通事故の防止や犯罪のない、安心して住める地域づくりに取り組んでいます。

（９）自主防災・互助活動

地震・水害・火災等の災害に対応するための自主防災組織を結成したり、火災等に見舞われたときのお互いの助け合いに大きな役割を果たしています。

（１０）市等への陳情・要望

安心・安全に暮らすために必要な施設・設備等の撤去・設置・管理等を関係機関に要望しています。

（１１）他地域・機関との連携

市・地区コミュニティ組織と連携するため、各種大会・講演会・行事などに参画しています。

（１２）その他に、各種募金への協力、募金などのとりまとめ等の協力を行なっています。

3 自治会長の主なしごと

自治会長は、その地域の住みよいまちづくりのための中核になりますが、一人でできることではなく、住民の皆さんの協力が欠かせません。

次に参考例を示しますが、あくまでも各自治会の実情に応じるのが基本であり、決して強要するものではありません。

(1) 自治会の組織づくり

- ①町内の各世帯の状況等の把握
- ②役員・委員・班長等の選出・推薦
- ③総会・班長会等の招集と話し合いのまとめ
- ④地区自治連合会関係会議（自治会長会等）への出席

(2) 地域活動等への協力

- ①役員・委員等の報告
- ②地区運動会・公民館祭・一斉清掃・交通安全指導等への協力
- ③募金活動、各種アンケート等への協力

(3) 情報・連絡

- ①地区自治会長会等の内容の連絡
- ②広報紙等の配布
- ③各種団体等からのチラシ回覧
- ④「ご逝去」や町内の情報、班長会等での内容の連絡

(4) 環境・美化活動

- ①正しいごみ処理の啓発活動への協力
- ②ごみ収集場所の整理
- ③一斉清掃時のボランティア袋の受取と配布等市役所クリーン推進課との連携
- ④不法投棄、放置自転車・廃車、粗大ごみ等への対応
- ⑤公園の維持管理と指定管理業者との連携

(5) 地域の安心・安全

- ①自主防災組織づくりと訓練の実施、市役所地域振興課との連携
- ②要援護者の状況について民生委員との連携
- ③危険家屋、通学路、側溝等の状況把握と対応、関係機関との連携
- ④防犯灯の管理と電灯料金の処理
- ⑤子どもの見守り活動、青少年育成会等への協力

(6) 会員の親睦等

- ①運動会など行事後の慰労会の開催等

(7) その他

- ①地区社会福祉協議会、子ども会等地域活動団体への協力

○自治会長の主な業務年間予定

	該当がある場合のみ	種別	件名	内容	備考
4月		書類提出 (調査票)	自治会状況調査	調査票を提出ください	市役所地域振興課
			よなごクリーン大作戦(春の市内一斉清掃)		市役所クリーン推進課
5月		【募金】	緑の羽根募金活動		市役所農林課
			米子市自治連合会定例総会		
	●	書類提出 (補助金申請)	LED防犯灯新設補助金申請	補助金申請書提出	5月常任委員会で依頼 市役所地域振興課
	●	書類提出 (要望とりまとめ)	米子市政に対する要望提出	米子市自治連合会でとりまとめ	5月末提出締め切り
6月		書類提出 (口座振込依頼)	自治会長事務取扱費口座振込依頼書提出	口座振込依頼書を提出ください	市役所地域振興課
			ごみ置場整理用ごみ袋・収集用シール配布		市役所クリーン推進課
		【募金】	日赤社資募集活動		米子市社会福祉協議会
7月		【募金】	よなごがいな祭募金活動		市役所商工課
	●		七夕・精霊送り供え物等持ち出し	特設の集積場所を使用	市役所クリーン推進課
	●	書類提出 (補助金申請)	防犯灯(自治会管理)設置補助金・電灯料補助金申請	補助金申請書提出	7月常任委員会で依頼 市役所地域振興課
8月		【募金】	米子地区更生保護協会の募金活動		米子市社会福祉協議会
9月		【募金】	赤い羽根共同募金戸別募金活動		米子市社会福祉協議会
	●	書類提出 (事業計画)	コミュニティ施設整備事業補助金事業計画調査	事業計画を回答	市役所地域振興課
	●	書類提出 (補助金申請)	農業用排水路しゅんせつ事業補助金申請	補助金申請書を提出	市役所農林課
10月	●	書類提出 (登録用紙)	地域立子どもの遊び場(遊園地)登録		米子市社会福祉協議会
			よなごクリーン大作戦(秋の市内一斉清掃)		市役所クリーン推進課
11月		書類提出 (口座振込依頼)	米子市リサイクル推進員活動報償金申請	口座振込依頼書を提出ください	市役所クリーン推進課
12月		【募金】	歳末たすけあい募金活動		米子市社会福祉協議会
1月	●	報告	自治会役員永年勤続感謝状該当者報告	該当者を報告	市役所地域振興課
	●	書類提出 (報告書)	地域立子どもの遊び場(遊園地)の報告書提出	報告書を提出	米子市社会福祉協議会
2月		役員推薦 (西暦偶数年)	米子市地区保健推進員推薦		市役所健康対策課
		役員推薦 (西暦偶数年)	在宅福祉員推薦		米子市社会福祉協議会
			県政に対する要望提出取りまとめ	米子市自治連合会でとりまとめます	
3月		各世帯配布	『ごみ分別収集カレンダー＆健康ガイド・国保ガイド』配布	各世帯に配布します	市役所クリーン推進課
		役員推薦	米子市リサイクル推進員推薦		市役所クリーン推進課

4 公民館、地区社会福祉協議会等との連携

それぞれの地域での活動は、自治連合会・公民館・社会福祉協議会が三本柱になって行われている状況にあります。

その他にも下の（３）に示すような組織があります。それぞれに役割がありますが、地域の活性化のためにそれぞれの領域を超えて協力し合い、合理的に絡み合って機能しているのが現状です。

（１）公民館 ～ 詳しくは ５４ページをご覧ください

公民館は、戦後の荒廃した社会状況のなかで、当時の文部省公民教育課長の寺中作雄さんが「社会教育のための中心施設を各市町村につくり、民主主義を自分たちのものにし、豊かな教養を身に付け、文化の香り高い人格をつくり、郷土の生活を豊かにする拠点としての公民館構想」を創案したのが始まりです。

それ以後、住民の教養の向上、健康増進、社会福祉の増進など、住民生活に即した学習活動を通して、地域社会や地域文化の発展を図るための拠点施設として大きな役割を担っています。

現在公民館を拠点として取り組まれている活動としては、広報紙・たよりの発行、学習サークル、社会教育講座、各種スポーツ大会、地区運動会、公民館祭などがあります。

『生活の場』『応用の場』が自治会であるのに対し、公民館は『文化・教養の場』であるとも言えます。また、公民館は、地域の誰もが気軽に出入りできる施設であることが求められています。



(2) 地区社会福祉協議会 ～ 詳しくは 56 ページをご覧ください

市社会福祉協議会とともに、地域の社会福祉の増進のために活動する、概ね公民館区域単位の組織が地区社会福祉協議会です。

一般的に、自治会長をはじめ、民生児童委員、ボランティア（グループ）保護司などの福祉活動に携わる人、子ども会、婦人会、老人クラブ、少年指導委員、学校・PTAなど、地域のさまざまな分野の関係者で構成され、活動しています。

(3) その他の組織

①地区環境をよくする会

市内一斉清掃、環境美化・ごみ減らし運動、美化啓発看板の作成を行なっています。

②地区防犯協議会

少年非行防止等の活動、防犯思想の普及等により、明るい社会の実現を図ることを目的としています。

この他にも地域では、例えば青少年育成会、人権・同和教育推進協議会、交通安全協会支部など、さまざまな団体が組織され活発に活動が行なわれています。

5 自治会運営Q & A 一覧

	質 問	頁
(1) 自治会活動 (趣旨・機能)	自治会とは何をしてくれるところですか？	8
	自治会は市報などをなぜ配るのですか？	
	地域の会社、商店などの事業所も自治会員になれるのですか？	
	役員のなり手がいない場合は、役員の選出はどのような方法で行えばよいのでしょうか？	9
	仕事を持っている人に、役員を引き受けてもらいやすくする方法はないのでしょうか？	
	経済的な理由で自治会費を払えない人がいます。どうしたら良いのでしょうか？	10
	自治会は、なぜ募金に協力するのですか？	
	選挙の際、自治会が組織的に特定の政党（団体）を応援してもよいのですか？	
	自治会の個人情報の取扱いについて、注意すべき点がありますか？	11
	自治会活動と『男女共同参画』って何か関係があるのですか？	
	自治会に加入しない人に、どのような働きかけを行えばよいですか？	12
	各種団体から物販等の協力依頼がきます。どうしたらよいのでしょうか？	
	『自治連合会』とはどのようなものですか。どんな役割がありますか？	
(2) 自治会運営に関するさまざまな課題 (自主防災組織、ごみ収集など)	災害時に自治会は何をすべきですか。また、どんな役割がありますか？	13
	交通事故の起きやすい場所があります。自治会で何か対策がとれないのでしょうか？	
	自治会に未加入の人が自治会のごみ置き場を利用したいと申し出てきました。どうしたらよいのでしょうか？	14
	一斉清掃などを欠席した場合、負担金や協力費を徴収することとしていますが、そんな制度はおかしいと言われました。どうしたら良いのでしょうか？	
	街路灯と防犯灯の違いが分からなくて困っています。どのような違いがあるのでしょうか？	
	集会所の固定資産税はどのようになっているのでしょうか？	15
	自治会活動の保険制度はありますか？	



過去に事務局に問合せが多かった質問や、自治連合会総会等にて質問が出たことを元に作成しています。

(1) 自治会活動（趣旨・機能）

自治会とは、何をするとところですか？

自治会とは、地域に暮らす人同士が住みよい地域を作っていくために住民自らが結成した団体、組織です。

米子市の自治会では、地域の特色を生かしながら自治会の親睦、環境美化、防犯、防災、子どもの健全な育成や高齢化など幅広い活動に取り組んでいます。

一般に、自治会の役割として以下の機能に分けられると言われています。

- 1 親睦機能：住民相互の連絡、盆踊り、体育祭、文化祭、スポーツ・レクリエーション活動、慶弔など
- 2 安全安心機能：防災、防犯、交通安全活動など
- 3 環境整備機能：防犯灯、ゴミ置場、集会所施設管理、道路や地区の清掃活動など
- 4 行政連携機能：市関係資料の配布・回覧、行政・外郭団体等の情報の伝達・調整
- 5 地域調整機能：地域内の調整および行政への要望活動など
- 6 対外的代表機能：地区コミュニティ組織への参画など

自治会はなぜ市報などを配るのですか？

市報は自治会員の皆さまに『市政』『お知らせ』『文化』などをお伝えする大事な配布物だと考えています。

自治会（自治連合会）は、こうした大切な情報だという認識のもとに配布に協力しています。

地域の会社、商店などの事業所も自治会員になれるのですか？

事業所を会員にするかどうかについては、その自治会の判断によるところです。事業所も同じ地域に暮らす一員であり、自治会の活動に加わってもらえれば地域の活性化につながるものと思います。

近年、事業所においても『社会貢献』『地域貢献』は企業の責任とまで言われています。したがって、地域の住民に好印象を与える地域貢献を考えている企業は多いと思います。地域の祭りなどの行事に事業所のご家族に参加していただくなどしてはどうでしょうか。大所から見れば地域の雇用の発展につながるかもしれません。また、事業所などの会員を特別会員、協賛会員など区分分けしている自治会もありますので参考にして下さい。

役員のなり手がいない場合は、役員の選出はどのような方法で行えばよいのでしょうか？

自治会の組織・運営を担うのが役員です。『役員のなり手がいない』という言葉は、最近自治会長からよく聞く悩みです。『自治は皆の手で』という連帯感が薄れたことによるものでしょう。

このため、役員の選出に当っては輪番制を採用している自治会もあります。組織とは本来、意欲ある人がリーダーシップを発揮してこそ活性化されるものです。輪番制は消極的な方法で根本的な問題解決とはいえません。

自治会としては常に新しい人材発掘と育成の必要があると思います。

仕事を持っている人に、役員を引き受けてもらいやすくする方法はないのでしょうか？

企業の定年延長に伴い、現職者の自治会役員が増えています。役員の輪番制を導入するのもこうした現職者が増えたからだともいえます。

現職者に役員を引き受けてもらう方法として、『任期を短縮する』『複数制にして仕事の負担を軽減する』などが考えられます。

現職の方は責任能力もあり、仕事も早く考え方にも柔軟性があり能力は高いものと思われます。最近、企業の中には企業イメージ向上のために在職者の社会（地域）貢献を奨励するところも出始めています。

現職者を役員として参加してもらうために、前年度役員を顧問役に置いてサポートしてもらう方法をとる自治会もあります。この方法は、現職者や尻込みする若い人を役員に就いてもらうためのよい方法だと思います。

経済的な理由で自治会費を払えない人がいます。どうしたら良いのでしょうか？

自治会は、地域に住む人たちがお互いに助け合う『互助』の精神に基づいて作られた組織です。真に会費を払えないという理由で自治会を脱退する（あるいは、させる）ということは、本来の互助の考え方に反してしまい、自治会の目的、意義が損なわれるでしょう。

経済的に困っている人（世帯）に対しては、金銭的負担を少なくする等の工夫も必要だと思います。

今後、少子高齢化が進み、地域にも高齢者世帯が増加していくと予測されます。地域が支えあって暮らしていく仕組みづくりが自治会の役割になると思います。

こうした会費の問題や仕組みの問題について自治会で話し合い、会員の共通なテーマとしておくことも必要になるでしょう。

自治会は、なぜ募金に協力するのですか？

本来募金とは、個人の善意に基づいてなされるものです。しかしながら、多くの人は善意の気持は持っていますが、実際に募金という行動は伴わないことがあります。これでは善意は具現したとは言えません。

多くの自治会では、会員に募金の目的を十分に説明して会員の同意を得て募金に協力しています。決して強要されるものではなく、個人の意思によるものです。また、協力の方法もそれぞれの自治会で実情に応じて行われている状況にあります。

選挙の際、自治会が組織的に特定の政党（団体）を応援してもよいのですか？

自治会は任意の団体であり、『特定の政党支持』については法的な規制を受けるものではありません。

しかし、自治会の会員には様々な政党支持者がおられるので、自治会の組織だった特定政党支持は、会員の持つ自由な政治信条や活動に支障を与えてしまいます。

ただし、法人格を持つ自治会（認可地縁団体）については、地方自治法260条の2第9項により特定政党の支持は禁止されています。

自治会の個人情報の取扱について、自治会に関係がありますか？

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月に施行されました。

その後、平成27年の個人情報保護法の改正と平成29年5月の施行に伴い、すべての事業者（自治会）が、個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められます。

この法律は、個人情報をきちんと管理して安全に利用しましょうという法律です。

大切なことは、必要に応じて集めた個人情報をどのように活用し、保護していくか自治会でルールを決めて、集めた情報をきちんと管理することです。

自治会が個人情報を扱う時の注意点についてまとめてみましたので参考にして下さい。

- 情報は必ず本人の同意を得て、本人から直接収集すること
- 本人に収集の目的を明らかにすること
- 必要最小限の収集にとどめること
- 収集目的以外に情報は使わないこと
- 情報管理を徹底すること
- 利用目的以外に情報を活用する場合は、改めて本人の同意を得ること

各自治会でルールを話し合い、決めておきましょう。

会長をはじめ役員は会務（職務）運営上『個人情報』に深く関わるでしょう。こうした職務上知り得た個人情報を他人に漏らすことがあってはなりません。また、任期終了後も漏らしてはなりません。

個人情報の取扱について、ご不明な点がございましたら米子市自治連合会事務局（米子市総合政策部地域振興課内：電話23-5371）までご相談下さい。

自治会活動と『男女共同参画』って何か関係があるのですか？

市民にとって最も重要な暮らしの場である地域社会を、誰もが住みやすいまちとしていくためには、男女が積極的に地域活動に関わり、多様な視点で意見を出し合って、自分たちの手でよりよい地域社会をつくっていくことが重要です。

地域社会において性別による固定的な役割分担意識や慣行があるのなら、それを見直し、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる地域社会を目指しましょう。

自治会に加入しない人に、どのような働きかけを行えばよいですか？

自治会は、その性格上住民の皆さんすべてに加入していただくのが理想です。

しかし、実際にはアパートなどの賃貸住宅に住む若年層の加入状況が特に芳しくないのが現状です。このような世帯を訪ね、自治会加入について説明、説得することは、大変な作業です。

無理に勧めるのではなく、日頃のあいさつ等のコミュニケーション、子ども会の活動への積極的参画を促すと共に、一斉清掃や運動会等への誘い、公民館等での子育て支援活動等を通じて、『加入したい』という気持ちになってもらうことも一方法です。他地域でのやり方を参考にしたり、自分たち独自の工夫を話し合っ、気長に取り組むことが大切です。

各種団体から物販等の協力依頼がきます。どうしたらよいのでしょうか？

現在、自治会では市報のほか『市議会だより』『県政だより』『社会福祉協議会だより』等の配布を主に、その他公益につながる依頼については米子市自治連合会で検討し、できるだけ自治会に負担のかからない範囲でお願いをしております。

お尋ねの団体からの依頼については、市自治連合会で検討されていないものと思われるので、その点を踏まえて協力するか否かを各自治会でご判断下さい。

『自治連合会』とはどのようなものですか。どんな役割がありますか？

『自治連合会』とは、自治会の連合組織のことです。米子市には、市内409の自治会で組織する『米子市自治連合会』があります。また、市自治連合会には、米子市の地域づくりの基本的な単位である29の地区公民館の区域ごとに、『地区自治連合会』を置いています。

市自治連合会は、29地区の自治連合会長が常任委員として運営する組織で、米子市の自治会全体の取りまとめ役としての役割を担っています。自治会長研修会の企画・実施、各地区自治連合会の活動支援、また、各地区からの要望をとりまとめて米子市等に要望書として提出し、実現に向けて調整を図ることなどを行なっています。さらに、米子市最大の住民組織として、市の各種審議会や公益団体などの委員・理事・評議員などを選出しています。事務局は市役所地域振興課内（電話23-5371）にあります。

地区自治連合会は、各公民館等を活動拠点として、地区内の自治会相互や市自治連合会との連絡調整のほか、公民館と協力して、運動会・球技大会・夏祭りなど地区内の各種事業などに関わっています。

市自治連合会と地区自治連合会は、お互いに役割分担し、補完しながら、地域自治の振興・発展を目指してさまざまな取組を行なっています。

（２）自治会運営に関するさまざまな課題（自主防災組織、ごみ収集など）

災害時に自治会は何をすべきですか。また、どんな役割がありますか？

阪神大震災や東日本大震災など、過去の災害事例からも大きな災害発生の直後は、消防や行政を期待することができません。

したがって、初動においては『自分たちの力による救出』が重要となってきます。こうした観点から災害時の消防、救出、避難等の初動対処について自治会に求められる期待は大きなものがあります。

自治会は、私たちが普段生活している地域のいちばん身近な組織であり、災害発生時に唯一防災活動を行える組織になり得ます。米子市では、自治会に『自主防災組織』を結成することを奨励しています。避難所の運営には日頃の地域コミュニティの様子が大きく影響します。自主防災組織や自治会の活動、まちづくりなど様々な場面において女性の参画、女性リーダーの育成を促進していきましょう。**詳しくは 23ページをご覧ください**

自主防災組織の結成などについてのお問い合わせは、米子市総合政策部地域振興課（電話 21-7471、21-7472）までお願いします。

交通事故の起きやすい場所があります。自治会で何か対策がとれないでしょうか？

地域には、交通事故に限らず防犯や防災など気になる場所があるものです。そのような場所がありましたら、まずは市役所（地域振興課：電話 23-5371）や警察などに相談してください。

なお、カーブミラーの設置や道路規制標識（表示）の設置については、道路交通法など専門的な見地から判断する必要があります。

自治会に未加入の人が自治会のごみ置き場を利用したいと申し出てきました。どうしたらよいのでしょうか？

米子市では平成21年にゴミステーション化実施計画を策定し、ゴミ置場のステーション化を進めておられます。

上記のステーション化を受け、自治会ではごみ置場の設置や管理について協力し、きれいな環境づくりに取り組んでいます。

自治会に未加入の世帯のごみ置き場の利用の可否については、最終的には自治会の判断となります。

米子市からは、自治会と相談をしてくださいと案内があるようです。また、自治会のゴミ置き場が利用できない場合は、クリーンセンターへの直接搬入、市の許可業者に有料でゴミ収集に来てもらう方法などが案内されています。

未加入者に対しては、これを契機に自治会の意義を理解してもらい、将来的に仲間（自治会員）に入ってもらおうような努力も必要でしょう。

一斉清掃などを欠席した場合、負担金や協力費を徴収することとしていますが、そんな制度はおかしいと言われました。どうしたら良いのでしょうか？

一斉清掃などの共同作業を欠席する会員に対し負担金を徴収するという方法は、出席率を上げるための一つの方策でしょう。しかし、会員の体調不良などからやむを得ず欠席する場合も考えられます。

このような場合、状況に応じた配慮も必要となるのではないのでしょうか。

街路灯と防犯灯の違いが分からなくて困っています。どのような違いがあるのでしょうか？

街路灯は、米子市が設置し管理しているもので幹線道路等主要な箇所に設置されています。電球切れや器具の破損等は専用のコールセンター（フリーダイヤル：0120-27-3740）で受付します。

防犯灯は、各自治会が必要と思われるところに設置し管理されているものです。米子市では、各自治会での防犯灯の設置経費や器具取替の経費に対して一部の助成、電灯料（電気料金）については半額相当の助成の制度があります。（担当：総合政策部地域振興課）

なお、設置されている電灯の区別が不明な場合は、地域振興課（電話23-5371）で確認してください。

集会所の固定資産税はどのようなになっているのでしょうか？

自治会が所有する集会所、広場などの固定資産は条例等により減免となるものがあります。（自治会で収益事業が行なわれている場合を除きます）

また、個人所有の資産を自治会が無償で借りて使用している場合も減免になる場合があります。

ただし、有償で使用している資産や自治会が必要なときだけ使用されている場合などは減免の該当になりません。

減免には申請手続きが必要となります。詳しくは米子市市民生活部固定資産税課（電話 23-5116）にご相談ください。

自治会活動の保険制度はありますか？

自治会活動には、さまざまな損害やリスクが伴うことがあります。安心して活動に取り組めるよう保険の一例をお知らせします。対象範囲も広く、保険料負担も比較的軽いので、加入について検討してみてはいかがでしょうか。

なお、米子市自治連合会では保険のあっせんは行なっていませんが、民間の保険会社で自治会活動保険が取り扱われていますので、くわしくは保険会社等に直接お問い合わせください。

（１）対象となる活動例

- 祭り・盆踊り・納涼祭などの年中行事（準備作業も含む）
- 運動会・球技大会などのスポーツ行事（練習も含む）
- 親睦旅行・ハイキングなどの交流行事
- 総会・清掃活動などの各種活動

（２）対象となる内容例

- 自治会が所有・管理する設備等の不備による事故
- 参加者が活動中に起こった事故
- 天候等により野外で行なう行事が中止となった場合などの支出済の印刷費等

6 自治会が利用できる主な補助制度

集会所の建設には多大な建築費用が必要となります。自治会員の負担を軽減するためにも、こうした時に活用したいのが公的な補助制度です。以下、代表的なものを紹介します。

※いずれの補助制度も、前年度に届出のあるもののみが翌年度の事業対象となります。

補助制度	内容	補助対象	限度額
米子市 (1) 米子市コミュニティ施設整備事業	自治会による集会所の新築、増改築及び修繕（ただし、工事費100万円以上の事業が対象）に対して補助を行う制度です。	➡事業費が100万円以上の下記の事業 ①集会所の建設及び増改築及び修繕 ②スポーツ広場の用地取得と整備 ➡放送設備の整備など（備品購入を除く）	補助対象経費の20% (限度額300万円)

【申請方法】毎年9月頃、米子市から各自治会長に対して、翌年度の事業計画の有無について調査があります。予定がある場合には自治会で協議のうえ、ご回答ください。

補助制度	補助対象	限度額
財団法人自治総合センター (2) コミュニティ助成制度	自治会による集会所の新築、大規模な修繕に対して補助を行う制度です。 <u>この補助を受けようとする自治会は、法人格の取得（認可地縁団体になること）が必要となります。</u>	補助対象経費の60% (限度額2,000万円)
(3) 一般コミュニティ助成制度	住民が自主的に行なうコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業が対象です。	1件につき10万円単位 (10万円未満は切捨) 100万円から250万円まで(10/10補助)

【申請方法】申請を考える団体は事前に地域振興課までお問い合わせください。

前年度に申請 ➡ 翌年度、自治総合センターに採択された事業が実施可能。
(事業実施決定後、再度米子市に対して補助金の申請手続きが必要となります。)

お問い合わせは、米子市総合政策部地域振興課までお願いします。
電話23-5371（自治振興担当）



(4) 防犯灯設置費、電灯料の補助

防犯灯は、各自治会が必要と思われるところに設置し管理されている場合、次の補助制度が利用できます。

※工事が伴うものは必ず着工前の申請が必要です。

補助事業名	補助内容	補 助 額
L E D防犯灯補助 (県補助事業)	L E D防犯灯の新設 及び切換	○新設 ~22,500 円 ○切換 (蛍光灯から LED) ~10,000 円
防犯灯設置費等補助	防犯灯設置及び更新	○新設及び移設 (LED 以外) 10,000 円 (L E D) 16,900 円 ○光源の形式の変更 (蛍光灯から LED) 7,500 円 ○器具本体の更新(LED 以外) 5,000 円 (L E D灯) 7,000 円 ○ポール設置の経費 3 分の 2 補助 上限 150,000 円
防犯灯電灯料補助	公衆街路灯契約の 電気料金補助	電気料金の 1 / 2 の額 (夏以降に申請受付)

申請期間等ありますが、その都度市役所から案内があります。

(5) 米子市ふるさと歴史保存継承事業補助金

ふるさとの歴史保存し、及び継承することによりふるさとを愛する心の育成を図り、もって地域づくりの推進に資するため地域の歴史について調査研究し、及び史料の編纂する団体に対して交付します。

補助事業名	補 助 額	事前手続き
米子市ふるさと歴史 保存継承事業	補助対象経費の額の 2 分の 1 に相当 する額又は 5 0 万円 いずれか低い額の範囲内で市長が定 める額	冊子の発行をする前年(補助事業 実施前年)9 月頃までに、事業実施 計画書を提出し、補助対象事業の 認定を受ける必要がある。

※補助事業内容の確認・申請を考える団体は事前に地域振興課までお問い合わせください。

お問い合わせは、米子市総合政策部地域振興課までお願いします。
電話 2 3 - 5 3 7 1 (自治振興担当)



7 その他

(1) 認可地縁団体

地方自治法の改正により、自治会は『地縁による団体』として、市町村に申請することにより法人格を取得（法人となること）できるようになりました。

それまでは自治会名義で保有資産の登記ができなかったため、集会所などの土地や建物を実質的に自治会が保有している場合でも、自治会長や役員個人の名義で登記しなければならず、自治会長や役員の交代などによる名義の変更や相続等の際に、トラブルが生じることが少なくありませんでした。

現在は、市町村長の認可を受けた自治会は『認可地縁団体』として、自治会名義で土地や建物などの保有財産の登記を行なうことができるようになっています。

令和3年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となっています。

【 地方自治法 】 **抜粋**

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

○2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

四 規約を定めていること。

自治会で法人化申請について協議 ～ 申請手続きへすすむ

（自治会総会に向けて）規約案や構成員名簿等の作成

認可を受ける要件

（１）地域的な共同活動

スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものです。つまり清掃・美化活動・防犯・防災活動・集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動を意味します。

（２）区域

河川・道路などで区域が画されているなど、容易に自治会の区域・範囲がわかる状態であることが必要です。他の自治会の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。また飛地については、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば、認可の対象となります。

（３）構成員

その区域に住む人すべてが加入できることが要件であり、正当な理由がない限り加入を拒むことはできません。構成単位は世帯ではなく個人となり、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。

また、相当数とはその区域内に住所を有する全住民（自治会に加入していない人を含む）の過半数であり、その人数が構成員となっていることが必要です。

（４）規約

規約には、

- | | |
|---------------|------------|
| ①目的 | ②名称 |
| ③区域 | ④事務所の所在地 |
| ⑤構成員の資格に関する事項 | ⑥代表者に関する事項 |
| ⑦会議に関する事項 | ⑧資産に関する事項 |

の８項目について、必ず自治会の総会で定める必要があります。

それ以外の事項を定めても差し支えありません。

自治会総会 を開催

総会において認可を申請する旨の議決を行ないます。(役員会等での議決は認められませんので、必ず総会での議決が必要です。)

自治会において総会召集手続きを定めた規約が整備されてなければ、まずその規約を定めなければなりません。規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、保有することとなる資産の確定も同時に決定しておくことが望ましいです。

土地・建物等の所有者の確定に時間や経費がかかることもあります。

- (1) 規約の改正
- (2) 認可申請をすることの議決
- (3) 申請者を代表者とするものの議決
- (4) 構成員の確定
- (5) 保有する資産の確定

○保有することとなる資産の確定

登記しようとする集会所やその土地等について、その所有者を確認することです。自治会名義で登記をするにあたり、現在の登記簿上所有者となっている方から、自治会への所有権の移転について承諾していただく必要があります。

申請書類を作成して市役所地域振興課へ提出

認可申請に必要な書類

- (1) 認可申請書
- (2) 自治会規約
- (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可申請することを決定した議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるものです。

- (4) 構成員名簿及び区域図

構成員全員(未成年者を含む)の氏名・住所を記載したもので、国籍・性別・年齢は問いません。構成員は個人であり、世帯でとらえるのではなく、世帯主および世帯員もすべて名簿に記載する必要があります。

重要議案においては1人が1票の議決権を持つことになります。委任状などの扱いに注意が必要です。

また、区域図は境界線がはっきりとわかるものが必要です。

- (5) 事業報告書・事業計画書・予算書・決算書等、具体的な活動内容がわかる書類。
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類

申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名・押印のあるものです。

認可地縁団体は、米子市(地域振興課)への申請により、以下の証明・登録が可能です。

	変更内容	【申請に必要なもの】
(3) 証明書	認可地縁団体であることの証明を受けることができます。法務局への不動産登記には証明書が必要です。	○申請者の印鑑 ○認可地縁団体証明書交付手数料 350円
(4) 印鑑登録	自治会等の印鑑を登録することができます。	○地縁団体の名称があらわされている印鑑 例：○○自治会之印 (印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートル以上30ミリメートル以下の正方形に収まるもの) ○代表者(自治会長)の印鑑(印鑑登録してあるもの) ○代表者(自治会長)の印鑑証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)
(5) 印鑑登録	印鑑登録を行っている証明を受け取ることができます。	○代表者(自治会長)の印鑑 ○印鑑登録証明書交付手数料 350円 ○登録している自治会の印鑑

お問い合わせは、米子市総合政策部地域振興課までお願いします。
電話 23-5371 (自治振興担当)



(2) 自主防災組織

近年、地震・台風・豪雨などの災害が全国各地で発生しています。実際に災害が発生した場合、発生直後は防災関係機関等の対応も困難になることから、地域住民が互いに助け合い、人命救助・初期消火・避難誘導などの防災活動を行なう必要があります。

地域住民が自分たちの地域は自分たちが守るという意識や連帯感に基づき自主的に結成される組織を『自主防災組織』といいます。

現在、米子市では355組織が結成されています。(令和8年4月末現在)

また、地区単位で防災活動に取り組む『自主防災連合組織』も結成されています。

(令和8年4月時点)

自主防災連合組織がある地区	自主防災組織がある自治会
18 ／29	355 ／409



① 地域の助け合いで「逃げ遅れゼロ」に

災害時は、①まず自分のいのちを守り、②周囲の人と助け合いながら、③公的支援が届くまでのいのちをつなぐ ことが必要となります。

災害での被害を最小限に抑えるために、日ごろから災害へ備えましょう。

	災害時の役割	日ごろからの備え
自助	まず自分自身の身の安全を守る	このノートを使って事前に準備
共助	地域や周囲の人たちと協力して助け合う	自治会や防災組織の活動に参加
公助	市や消防などによる公的支援、復旧・復興	災害対策の設備の整備や応援協定締結など

いざ!というときに速やかに行動できるように、

- 自分に合った避難行動を考えておきましょう。
- 地域や周囲の人々との協力関係づくりや防災活動への参加を心がけましょう。

② 何日なん準備する?

大規模災害への備えとしては7日間の備蓄が望ましいとされています

● **飲み水** 1人あたり1日3リットル必要とされています

人 × 3リットル × 日 = リットル

● **食べ物** 1人あたり1日3食×避難日数分あると安心です

人 × 3食 × 日 = 食

● **トイレットペーパー** 1人あたり1週間1ロールが目安とされています

人 × 1週間 = ロール

紙製トイレや携帯トイレも準備しましょう

米子市の自主防災組織・自主防災連合組織

米子市の自主防災組織は、自治会を基盤として組織されています。

令和3年度からは、地区自治連合会を基盤とした“自主防災連合組織”の結成や活動への支援も行っています。

組織の結成や具体的な活動、補助制度の活用等については、米子市総合政策部地域振興課（電話21-7471）までご相談ください。

【組織結成に必要な事項】

- (1) 組織の名称 ※連合組織：既存の組織でも地区全体で防災活動を行う場合は連合組織とみなします
- (2) 規約の制定 ※連合組織：既存組織の規約でも地区全体で防災活動を行う記載があれば規約とみなします
各種書式等、くわしくは地域振興課までご相談ください。

自主防災組織が使える補助制度

必ず実施前・購入前の申請が必要です。

くわしい申請方法等は事前に地域振興課にご相談ください。

自主防災組織 育成補助金	対 象	自主防災連合組織 育成補助金
①活動の実施 ➡ <u>1回1万円</u> (年3回まで)	<訓練など防災活動の実施への補助> 訓練や講習会などを実施する際に要する 器材費・印刷費・教材費など (例) 消火器詰替・炊出用食料品 用紙等事務用品・お茶 など	① 地区全体で行う 活動の実施 ➡ <u>1回3万円</u> (年3回まで)
② 防災資機材 の整備 ➡ <u>半額補助で 上限5万円</u> (年1回まで)	<防災資機材の購入整備への補助> 防災資機材を整備する際に要する消火用具、 救出・救護用具など (例) テント・防災倉庫・鍋釜等炊出用具 ・防水シート・消火器・バケツ・ホース ・格納庫・備蓄用非常食・ハンドマイク ・ヘルメット・メッシュベスト ・防火水槽・救命胴衣・可搬式ポンプ ・住宅用火災警報器・感震ブレーカーなど	② 地区での 防災資機材の整備 ➡ <u>半額補助で 上限15万円</u> (年1回まで)



お問い合わせは、米子市総合政策部地域振興課までお願いします。
電話21-7471、21-7472（地域活動担当）

防災資機材の貸出し

米子市では自主防災組織や自治会等が実施する訓練等を支援するために、防災資機材及び防災意識啓発用DVDの貸し出しを行っています。

災害時に迅速かつ円滑に活動するためには、日頃から訓練を重ねておくことが大切です。

数量には限りがありますので、事前に米子市総合政策部地域振興課地域活動担当（電話 21-7471）までご相談ください。

除雪に関する補助金

小型除雪機の購入経費や除雪活動に要した経費を支援することにより、地域における除雪能力の低下を補い、地域で自主的に行われる共助の取組を支援します。

補助金の活用には「大雪支え愛地域」としての事前登録が必要になります。

※大雪支え愛地域とは

大雪が発生したときに被害を最小限に防止または軽減するために、地域住民が人と人との絆の強さをいかして、自主的に行なう共助の取り組みである支え愛活動を積極的に推進する自主防災組織及び自治会のことをいいます。

※令和8年度未定

詳細については地域振興課（電話 21-7471）までご相談ください。

（県の予算が決まり次第ご案内します）

米子市では、次に掲げる要件を満たす自主防災組織及び自治会が登録対象となります。

- ①除雪作業をする場合は、隣接の地区への支援や市からの要請に可能な範囲で協力すること
- ②除雪の事前準備として、除雪する人員体制の構築や除雪資機材の点検を行ない、除雪する活動範囲をあらかじめ話し合っておくこと

事前登録をする場合には下記の書類を提出してください。

提出後はその年度以降、登録団体として記録されます。

- ①大雪支え愛地域登録届
- ②除雪活動範囲の地図（任意様式）

地域振興課地域活動担当まで提出してください。（電話 21-7471）

	米子市 小型除雪機購入 支援補助金	米子市 除雪活動 支援補助金
概要	小型除雪機の購入にかかる経費を補助するもの	除雪活動に要した経費の補助をするもの
対象	市内自主防災組織又は自治会 (いずれも連合組織を含みます) ※自主防災組織が結成されている自治会は自主 防災組織として申請してください	市内自主防災組織または自主防災連合組織
補助 の 条件	①大雪支え愛地域内の道路その他住民の安全を 確保するために必要な場所の除雪に使用する ものであること ②新品のものに限る ③除雪機を取得後 5 年は譲渡・交換・破棄はし ないこと	積雪深さが 10 cm 以上と見込まれる場合に、 補助事業者が主体となつて行なう除雪活動 であること
補助 率	補助対象経費の 2 / 3 (千円未満切り捨て) 上限 20 万円	補助対象経費の 1 / 2 (千円未満切り捨て) ①自主防災組織の場合 上限 3 万円 ②自主防災連合組織の場合 上限 6 万円
補助 対象 経費	補助金の交付対象となる経費は除雪機の購入に よる経費 (除雪機 1 台分に限ります)	①除雪機械または排雪用車両 (いずれも借り 受けたものを含む) の使用に係る経費 ②事業者を除雪または排雪に係る業務を委 託したときの委託料 ③機械を操作し、または車両を運転した者に 対する報酬または謝礼 ※ <u>人力での除雪に対する謝礼等は補助対象 になりません</u>



お問い合わせは、米子市総合政策部地域振興課までお願いします。
電話 21-7471、21-7472 (地域活動担当)

8 自治会関係書類等参考例

(1) 自治会規約参考例

〇〇〇自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行なうことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 一 会員相互の交流活動
- 二 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 三 区域内の美化・清掃等の環境整備
- 四 集会施設の維持管理

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、別紙の区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、鳥取県米子市〇〇〇 〇〇番地に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人及び事業所とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において内規に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人又は事業所で本会に入会しようとする者は、内規に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 一 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 二 本人より内規に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| 一 会長 | 1人 |
| 二 副会長 | 2人 |
| 三 会計 | 1人 |
| 四 監事 | ○人 |
| 五 班長 | ○人 |
| 六 その他の役員 | ○人 |

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 会長、副会長、会計及び監事とその他の役員は、相互を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計処理を行なう。

4 監事は、次に掲げる業務を行なう。

- | | |
|---|--|
| 一 | 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 |
| 二 | 会長・副会長その他の役員の業務執行の状況を監査すること。 |
| 三 | 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 |
| 四 | 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 |

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決す

る。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 三 第11条第4項第四号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- 一 ○○○○○○○○○○○○
- 二 △△△△△△△△△△△△

(総会の書面表決権)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 三 開催目的、審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から7日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第一号に掲げるものの内、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第37条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第38条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 一 この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 二 〇〇年〇〇月〇〇日改正。

(2) 要望様式参考例

令和〇〇年〇月〇〇日

要 望 書

米 子 市 長

要望者名 〇〇〇〇〇〇自治会

会長 〇〇 〇〇 ㊟

(連絡者名) 要望者と連絡者が異なる場合は記載

連絡先 〇 9 0 - * * * * - * * * *

(要 旨)

(要望内容：場所、理由、目的等)

※確認事項

要望内容については、状況、目的がわかるようにしてください。

要望箇所がわかるような位置図を添付してください。

要望が複数の場合は別紙等で「要旨」「場所」「理由」がわかりように記載してください。

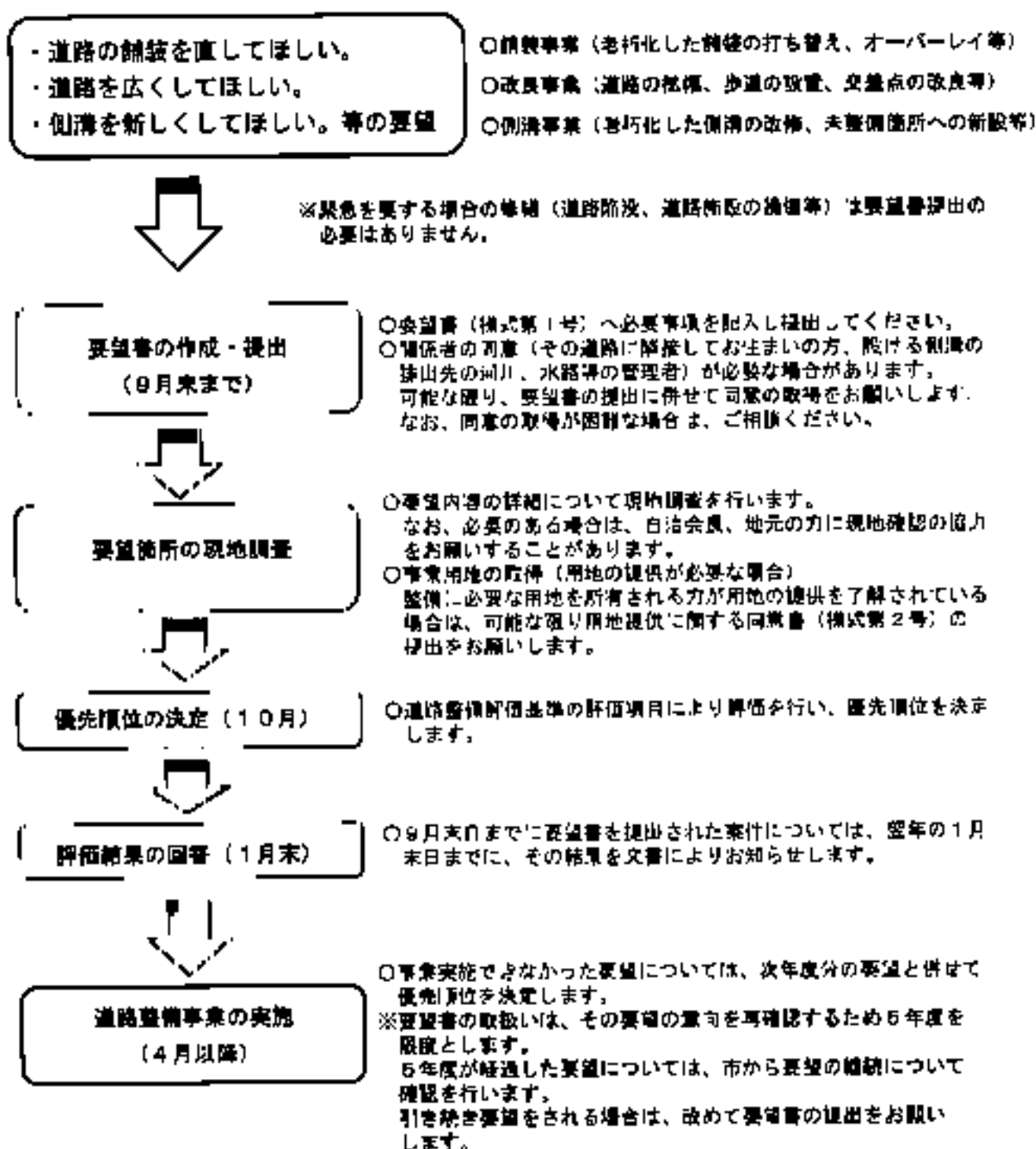
(要望が複数の場合に使用する。)

要 望 書 明 細

番号	要 旨	内 容（場所、理由等）	備考
1	〇〇〇〇設置について	要望内容の記載	別添図面 N o 1
2			
3			
4			
5			

概要版

生活道路等の整備に関する 自治会・自治連合会の皆様からの要望の流れ



米子市桃町一丁目・60番地 米子市役所堀町庁舎2階

【舗装事業】道路整備課道路維持担当 電話23-5284

【改良事業】道路整備課道路改良担当 電話23-5281

【側溝事業】道路整備課道路改良担当 電話23-5281

排水整備課河川担当 電話23-5282

道 路 整 備 要 望 書

令和 年 月 日

米子市長 伊藤 幸司 様

団 体 名： _____

代 表 者： _____ 氏

住 所： _____

電話番号： _____

以下のとおり道路整備を要望します。

記

要 望 場 所	米子市 (添付位置図参照)
市 道 名	市道
種 別	舗装 ・ 改良 ・ 側溝 (○で選んでください。)
地元同意 (要望路線沿線(地区))	同意あり ・ 同意なし (○で選んでください。)
自治会以外の 管理者の同意	同意あり () ・ 同意なし・管理者なし (○で選んでください。)
要望する理由	(理由を詳しく記入してください。別紙で提出されても構いません。)

(注) 印字を省略する場合には、印字を省略することができます。

【米子市製紙部】

地区ブロック	(700) ・ (750) ・ (760) ・ (761) 既設車道 ・ (700) 並行	
受付日	令和 年 月 日	
有効期限	令和 年度	
予算	年度	
	年度	
	年度	
	年度	
	年度	

様式第2号

川地提供に関する同意書

令和 年 月 日

米子市長 伊木 泰司 様

司 体 名： _____

代 表 者： _____ 印

令和 年 月 日付けで提出した「道路整備要望書」に関する事項について、次のとおり地元地権者等の同意書を提出します。

要 望 場 所	米子市 _____ (郡村位置図参照)
市 道 名	市道 _____
種 別	舗装 ・ 改良 ・ 側溝 (○で囲んでください。)

住 所	氏 名	印
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

(注) 氏名を自署する場合には、印を省略することができます。

【米子市処理欄】	
受付日	令和 年 月 日
受付番号	令和 年度 号 - _____

Ⅱ、自治会加入促進について

1 自治会とは

1 自治会とはどんな組織なのか

自治会は、一定の区域に住む住民がお互いに連携協力して、安心・安全で
こころ豊かに暮らすために住民自らが組織する団体です。すべての住民が気
持よく暮らしていくために必要なことを見だし、話し合い、それを実践す
る組織であり、日常生活に最も身近な組織と言えます。

行政とは別の任意団体として、自分たちのことは自分たちで話し合い、地
域の課題解決を目指しています。

2 自治会の様態

現在、米子市には409の単位自治会があり、各地域には単位自治会間の
連絡調整を行なう『自治連合会』という組織があります。

それぞれの自治会では、その地域の特色を活かしながら、地域や地域住民
共通の課題に力を合わせて対処することにより、住みよい地域づくりを目指
して幅広い活動に取り組んでいます。

3 自治会加入の推移（各年4月30日現在）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
人 口（人）	148,457	147,839	147,445	146,989	146,435	145,581	144,431	143,421	142,536
世 帯 数（世帯）	66,532	66,861	67,380	68,049	68,468	68,648	68,819	69,110	69,500
自治会加入世帯数	41,100	40,759	40,567	40,278	40,064	39,883	39,639	39,199	38,717
加入率（％）	61. 8	61. 0	60. 2	59. 1	58. 5	58. 1	57. 6	56. 7	55. 7

2 自治会加入の必要性

自治会に加入していれば、行政の情報のみならず地域の細かな情報など身近で必要不可欠な情報を入手することができます。

また、防災、子育て、高齢者支援、防犯、交通安全など地域の課題への対応も容易となります。

特に、地域での助け合いの取り組みは、阪神淡路大震災【平成7年（1995年）】や、東日本大震災【平成23年（2011年）】はもとより、身近なところでは広島市安佐北区、南区他の土砂災害【平成26年8月】や鳥取県中部地震【平成28年10月】でも証明されたように、行政ではまかないきれない、手の届かない部分を補う意味においてもとても重要です。

災害発生時は、24時間以内の救出の生存率が高く、大災害になればなるほど、救急車や消防車は、すぐには動きません。地域住民同士で助け合い救助すれば、助かる多くの命があります。いざという時の活動は、普段からの住民同士のつながりにより機能します。

こうした課題に対して、自治会のある地域とない地域とでは、助け合い、支え合いに大きな差が出ているなど、自治会の大切さが改めて認識されています。『遠くの親戚より近くの他人』と言われるように、いざという時に一番頼りになるのは隣近所の人たちであり、その助け合える隣近所づくりこそ自治会の役割です。

常日頃から、住民みんなが自ら考え協力し合うことにより、安心・安全できめ細やかなまちづくりができると考えられます。

3 自治会加入促進の手順

1 自治会未加入状況の把握

未加入世帯への加入促進に取り組む前に、まずご自分の自治会の会員名簿等を整理し、加入世帯の確認と自治会の範囲（区域）の中に未加入世帯が何世帯あるかを把握する必要があります。

世帯数の多い自治会では、自治会長一人で未加入世帯を把握することは困難な場合もあります。また、自治会内での共通認識を持つためにも、班長さんや役員の協力を得て加入世帯、未加入世帯の把握（調査）を行ないます。

マンションなどは複数の自治会に隣接している場合もあります。重複や空白地帯にならないよう、隣接区域（自治会）との調整をしておきます。

○住宅地図などを参考にして、未加入世帯を確認します。

○マンション、アパート等の場合、オーナー（家主）や管理人、管理会社等の協力を得ることが重要となります。

なお、最近では個人情報保護に対する意識の高まりや世帯の諸事情により、個人の氏名や年齢などを伏せている家庭もありますので、名簿の作成には十分な注意が必要です。

2 事前資料の整備

実際に加入促進に取り組むにあたって、事前に資料等を準備します。必要と思われる資料の例を挙げます。

○加入促進チラシ

自治会の紹介、地域での活動内容、自治会の大切さ等を掲載したもの

○勧誘文書（お願い）

加入の勧めや問い合わせ先などを掲載したもの

* 48ページに参考例として資料を載せております

○自治会総会資料等

質問があった時に具体的な説明ができるような資料

- 会則、事業計画、予算書や地域の広報紙等
自治会のあらまじやくみ等がわかるもの
- 訪問聴き取り票
訪問先の確認や相手とのやり取りの内容がメモできるようなもの
(記入は、相手に配慮し訪問後に行なうのがよいでしょう)
- 自治会加入申込書

3 訪問した際の対応について

(1) 未加入世帯への訪問

- 自己紹介と訪問の目的についての説明
- 活動紹介
各自治会において取り組んでいる活動について、無理のない範囲での参加等簡潔に説明します。
- 訪問先の相手からの質問や意見に対する受け答え

(2) 訪問の結果

- すぐに加入を希望された場合
その場で加入申込書に記入してもらうなど、速やかに加入の手続きをします。
- 加入を保留された場合
連絡先をお知らせし、再度加入について訪問する旨のお願いをして帰ります。
また、加入をためらう理由が分かれば聴き取り票にメモし、役員等で対応を検討します。
- 加入を拒否された場合
勧誘文書などを渡した上で、ご理解いただくようお願いして帰ります。加入を拒否する理由が分かれば聴き取り票にメモし、対応について役員間で話し合ってみます。以降も交流事業等に誘ってみるなど、今後の自治会加入に向けて柔軟な対応をしていきます。

4 加入促進の留意点

1 戸別訪問での加入促進

実際の訪問の際には、配慮する点がいくつかあります。

○訪問分担・人数

2～3人で訪問先を分担して実施することが良いでしょう。役員1人での訪問は、相手の信頼度も希薄となります。また、複数の場合は、難しい質問等の対応もスムーズに行なえます。

○無理強いはいしない

自治会は、地縁集団として全世帯加入が原則ですが、加入を強制することはできません。あくまで地域全体で自治会に加入してもらう事を念頭に置いて、自治会の趣旨をていねいに説明し、理解を得ることが大切であり、決して無理強いしないようにします。

○相手の事情に配慮

未加入者には、加入しない理由、加入できない理由がある場合もあります。状況に十分配慮しながら、個別に対応する必要があります。

○ていねいな対応を心がける

一人でも多くの方に加入していただけるよう、熱意を持ってていねいな対応を心がけることが重要です。

2 加入後のフォロー

新たに加入していただいた方については、総会等で紹介するほか、行事等に参加していただいた時にはこまめにあいさつや声かけをするなど、できるだけ早く新会員が自治会になじめるようにします。

具体的には・・・

- ・市報、ゴミカレンダー、公民館だよりの配布など
- ・地域の行事の案内、スポーツ大会等への誘いなど
- ※近所の人、同世代の人など、あらかじめ誰が誘うのか決めておくことも大切です。

3 マンションなど集合住宅での加入呼びかけの進め方

(1) 管理形態による窓口の確認

マンションやアパートなどの集合住宅では、その管理形態により、自治会加入の話をしていく窓口が異なってきます。一般的に分譲マンションは管理組合、賃貸マンション・アパートはオーナー（家主）や管理会社が窓口になります。

(2) 建設前のマンション、アパート等への対応

マンションなどの建設の話が持ち上がった時が大きなチャンスです。地域として、工事に際しての危険防止策だけでなく『自治会の結成、加入』を要望しましょう。あわせて、行政の協力も必要です。

オーナー側に対して自治会加入について理解を得ておけば、入居者に対してその旨話してもらう等により、加入促進がスムーズに進むことも期待できます。

既存の自治会の一つの班として加入促進する場合、既存自治会側の受け入れ対応が重要となります。これから先、同じ地域に住む住民として、お互いに理解を深めていくことが大切です。

※管理会社と建設会社が違う組織場合があります。この場合、連絡がうまくいっていないこともありますのでご注意ください。

(3) 既設のマンション、アパート等への対応

最近では、オートロックで管理人さんも不在というマンションも少なくありません。

管理会社が管理しているマンションについては、まずは管理会社の担当者に話をします。

管理組合総会の時などに自治会加入に関する資料の配布、自治会の活動状況等の説明の時間を取ってもらうよう要望します。

また、それらを自治連合会の役員に相談してみるのもよいでしょう。

比較的小規模なマンションやアパートなどでオーナーが近くに居住していて連絡が取れる場合は、まずオーナーに話をします。

マンション、アパートには単身者、学生、転勤の多い世帯、一人暮らしの高齢者など様々な事情の方も住んでいます。年間を通しての自治会の活動スケジュール等をお知らせし、気軽に行事に参加できるよう声をかけることも大切です。

5 よくある質問と回答例

1 自治会に加入するメリットは何ですか？

【 回答例 】

○人が集まって生活する限り、生活を通しての相互の関係は避けられません。そこには、隣人との交流による喜びと満足もあれば、逆に人との摩擦による緊張や不快もあるでしょう。単に自分にメリットがあるかないかだけでなく、社会的な連帯意識も必要と思います。

○自治会行事などの交流を通して、顔の見えるお付き合いができることにより、お互いの支え合いにより、地域で安心して暮らせます。このような日頃からのお付き合いが『ご近所の力』として、もしもの時の大きな力を発揮します。

○災害時などの避難の際、情報の伝達や連携がスムーズに行なえます。災害時には、国、県、市などの行政による救助、援助（公助）の前に、自治会単位（自主防災組織を含む）（共助）班、お隣どうし（近助）での助け合いや救出、救護活動が大きな役割を果たします。また、救援物資の分配など避難先での対応においても、人数等の状況把握ができる自治会単位で行なわれると安心です。

○防犯パトロールや子どもたちの登下校時の見守り、防犯灯の設置・管理など地域に即した防犯対策ができます。

○市の広報誌、地域の自治会だよりや公民館のお知らせなどの配布等により、地域や町内の情報、行事の日程などが迅速に得られます。

○住民個人からの要望では実現困難な場合でも、自治会という住民の総意があれば実現可能な範囲が広がります。

2 地域づくりは、税金を払っているので市がやってくれるのではないですか？

【 回答例 】

○もちろん市では、防犯、防災、福祉、環境など行政サービスは行なっていますが、何もかもすべてできるものではありません。行政任せにするのではなく、地域住民の皆さんが主体となって自治会活動を活発にして、地域の課題は地域で解決しながら、協力をし合って住みよい地域づくりに取り組むことが重要です。

3 自治会費の負担が嫌です。また、なぜ入会金を払う必要があるのですか？

【 回答例 】

○自治会費は、住みよい地域づくりのための活動に伴う必要経費として、会員の皆さんからお預かりするものです。会費が全くないと十分な活動ができません。会員の皆さんからのご意見を反映した活動を行なっていくための費用ですので、ご理解ください。

～入会金の負担をお願いしている自治会では～

○集会所の建設費等会員で負担しあっている経費があります。新たに自治会に加入して、そうした財産の運用等に関わる権利を得るためにも、入会金の負担をお願いしています。

（ただし、短期間で転居するような方等については、何らかの配慮が必要と思われます）

4 役員が廻ってくるのが嫌です。

【 回答例 】

○自治会を運営していくためには、誰かが何らかの役割を担う必要があります。ご高齢の方や仕事が忙しい等、生活スタイルなどから役割を担うことが難しい方もいらっしゃると思います。自治会内で協議の上、対策を一緒に考えていきたいと思っています。

5 いろいろと行事等への参加要請があるのではないですか？

【 回答例 】

○各自治会では、親睦、交流を深めるためいろいろな行事を計画していますが、決して強制するものではありません。趣旨をご理解いただき、できるだけ参加していただきたいと考えています。

6 個人情報情報が漏れないか心配です。

【 回答例 】

○ご提供いただいた個人情報は、ご本人の承諾なしに第三者へ提供することは一切いたしません。自治会が責任を持って厳重に管理・保管し、自治会活動以外に利用することはありません。

6 加入促進の活動事例

1 福米西地区 新開西三区自治会

新開西三区自治会では、戸建住宅、集合住宅、事業所の会員、及び準会員として集合住宅の会員がいる自治会です。

戸建住宅・・・日常的に班長さんに新築住宅、転入世帯があった場合には自治会加入啓蒙をお願いしています。

集合住宅・・・新築物件に対しては業者、管理会社が工事などのあいさつ時に自治会加入の依頼をしています。更に、直接オーナーに依頼する場合があります。

事業所・・・自治会長が新規事業所に訪問して、自治会特別会員として加入依頼をします。

○新築地域に防犯灯がない場合は速やかに新設します。更に、市報等の配布物、回覧物については加入月に配布をしています。この点を自治会加入メリットの一つとしてアピールをしています。

○自治会発足以来自治会加入啓発、啓蒙を重点事項で取り組んでいます。

○自治会加入のお願い文書を、一般家庭用、事業所用を作成また、自治会概要簡文書も作成して加入のお願いをしています。

2 各単一自治会の取り組み事例（アンケート調査の結果より）

戸建て住宅

- 自治会長もしくは班長（役員、近隣の会員）が個別に口答での加入のお願いをしています。（役員は子ども会、民生委員、在宅福祉委員等）
- 配布物（規約、ごみカレンダー、自治会加入のお願いチラシ等）を持っていき、加入のお願いをしています。
- 新築に対しては、工務店、施工業者を通して加入をお願いしています。
- 自治会員（近隣の自治会員）が、未加入者に対して加入してもらうようお願いをしています。
- 民生委員、防災会と連携し未加入世帯への働きかけをしています。
- 親睦を深める企画をして、自治会の交流、親睦を深めることを目的とした活動をしています。

集合住宅

- 業者、管理会社が挨拶に来られた際に加入のお願いをしています。
- オーナーに対して加入のお願いをしています。
- チラシを作成してポスティング、チラシを持ったの戸別訪問をして加入のお願いをしています。
- 管理会社を聞いて、出向き特別会員加入のお願いをしています。

7 加入促進関係文例

(1) 加入案内文例

(2) 加入啓発チラシ例

(3) 加入申込書例

加入案内文例

*ホームページに掲載しています。参考にしてください

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会に転入された皆様へ（新規の自治会区域内転入者対象）

〇〇自治会
会 長 〇〇 〇〇

自 治 会 加 入 の お 願 い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当〇〇自治会の区域内に転入されましたことに対しまして、心から歓迎いたします。

新しいお住まいで快適な日々をお過ごしのことと思いますが、環境の変化には一抹の不安もあるのではないのでしょうか。私ども〇〇自治会は、そのような皆様になるべく早く新しい環境になじんで頂けるよう、自治会への加入をお勧めするものです。

自治会では、地域の住民誰もが安心・安全で暮らしやすい環境づくりを進めるため、日々活動しています。

例えば、私たちが毎日の暮らしの中で必要なごみの回収方法や市や県の行政情報、また、地域のイベントや身近な生活情報など、多くは自治会を經由して提供されます。

また、生活の中で困ったことを解決するためにも、良好な近隣関係が必要ではないでしょうか。

そして、火災や地震、水害などの災害時や、防犯、交通安全など個人では解決しがたい時に助け合う隣近所を作るのが自治会の大きな役割です。

このような自治会の活動をぜひともご理解いただき、ともに住みよい地域づくりに取り組むため、自治会にご加入いただきますようお願いします。

いろいろ不明な点がありましたら、遠慮なく自治会長か班長にお申し出ください。

〇〇自治会	会長	〇〇〇〇	(TEL	)
	班長	〇〇〇〇	(TEL	)

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会にお住まいの皆様へ（従来からの居住者対象）

〇〇自治会
会 長 〇〇 〇〇

自 治 会 加 入 の お 願 い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

貴方様には、お変わりなくお過ごしのことと思います。

さて、私たち〇〇自治会は、〇〇に居住する〇〇世帯、〇〇班で組織しております。会員相互の連携と親睦を図りながら、広報紙等の配布、回覧の他に、防災・防犯・環境美化・子どもの見守り活動等を行なっております。

『遠くの親戚より近くの他人』といいます。何か困ったことが起きた時に、最も頼りになるのは近隣に住む方々ではないでしょうか。助け合い、助けられあいができる地域にしたいものです。

これまで同じ〇〇に居住しながら、現在のところ自治会にご加入頂いておりません。いろいろご事情もおありかと思いますが、同じ地域に住む皆様が、私たちと一緒に安心して住みよい地域づくりに加わって頂けたら誠にありがたく、当自治会会員も強くそのことを願っております。

当自治会の『会則』、『今年度の事業計画』、『役員名簿』などを添えておきました。入会につきまして、ぜひご検討頂きますようよろしくお願いします。

いろいろご不明な点がありましたら、遠慮なく自治会長か班長にお申し出ください。

〇〇自治会	会長	〇〇〇〇	(TEL	)
	班長	〇〇〇〇	(TEL	)



いざ!!という時 頼れる人が身近にいますか?

災害時など、いざという時、頼りになるのは、ご近所さん!
そのためにも日頃から協力し合う仲間作りが大切です。

自治会加入のお問合せ先 ○○自治会長 ○○ ○○

TEL ○○—○○○○

ご近所づきあいって大切!!

入って安心、地域の未来を私たちの手で

自治会では、例えばこんな活動をしています。

広報・連絡

市報配布、公民館だよりなど、地域の情報を回覧板などでお知らせします。



環境・美化

快適で、美しい街を維持するため道路や公園の清掃を行っています。



レクリエーション等 親睦行事

祭り、運動会など行事を通じて住民同士が交流、親睦を深めます。



交通安全・防犯・防災

子供の見守り、安全パトロール、災害に備えた防災訓練などを行っています。



自分達の住む地域の一員として協力し合い、助け合って、
自分たちの地域は自分たちで守りましょう!!

〇〇地区自治連合会長 〇〇 〇〇
〇〇自治会長 〇〇 〇〇

自治会加入申込書

令和 年 月 日

自 治 会 長 様

貴自治会への加入を申し込みます。

申 込 者 住 所 米子市

氏 名

電話番号

世帯人数 名

○よろしければご家族をご記入ください。

続柄	氏 名	年齢	続柄	氏 名	年齢

ご記入いただいた個人情報は、自治会で厳重に管理し、自治会活動に限って利用させていただきます。

自治会名 自治会
自治会長
連絡先

Ⅲ、資料

(1) 公民館とは

公民館は、広報や情報提供、講座や各種大会の開催など、さまざまな事業・活動を通して、地域住民のみなさんの教養の向上、福祉の増進などを図り、各地域のよりよい「ひとづくり・まちづくり」を支援するところです。

① 各地域の公民館 米子市では、自治連合会単位で29の公民館を設置しています。

	自治連合会	公民館	小学校	中学校	地域活動支援員
1	明道	明道	明道	湊山	1 名
2	就将	就将	就将		
3	義方	義方	義方	後藤ヶ丘	
4	住吉	住吉	住吉		
5	啓成	啓成	啓成	東山	
6	車尾	車尾	車尾		
7	加茂	加茂	加茂	加茂	1 名
8	河崎	河崎	河崎		
9	福生東	福生東	福生東	福生	
10	福生西	福生西	福生西		
11	福米東	福米東	福米東	福米	
12	福米西	福米西	福米西		
13	彦名	彦名	彦名	弓ヶ浜	1 名
14	富益	富益	弓ヶ浜		
15	夜見	夜見			
16	崎津	崎津	崎津	美保	
17	和田	和田	和田		
18	大篠津	大篠津	大篠津		
19	成実	成実	成実	尚徳	2 名
20	尚徳	尚徳	尚徳		
21	永江	永江			
22	五千石	五千石	五千石		
23	春日	春日	箕蚊屋	箕蚊屋	
24	巖	巖			
25	県	県	伯仙		
26	大高	大高			
27	淀江	淀江	淀江	淀江	
28	宇田川	宇田川			
29	大和	大和			

② おもな事業

各種広報活動	公民館や地域の行事の情報などを、“公民館だより”“公民館報”のほか、ホームページなどで提供しています。
社会教育講座 公民館大学	公民館では、生活や地域に密着したさまざまなテーマを取り上げて講座を開催しています。各講座の内容、日程などについては、“公民館だより”または公民館ホームページでご紹介しています。
体育・文化行事	地域の連帯感づくりや健康づくりなどを目的として、各地で運動会やスポーツ大会が開催されています。また、日頃の活動成果の発表の場として公民館祭が開催されます。
ひとづくり・ まちづくり事業	各地域にはそれぞれ課題や夢があります。公民館がもつさまざまなノウハウやネットワークで地域のひとづくり・まちづくりを支援することを目的に、さまざまな行事やイベントが開催されています。

③ 各種団体との連携・支援

地域活動の拠点として、自治連合会の事務局を担ったり、各種団体との連携や支援を行っています。また、自主活動サークルなどの活動の場ともなっています。

各種団体との 連携・支援	地域の自治連合会をはじめ青少年育成会などの各種団体と連携しながら、各地域の安心・安全なまちづくりや、健やかな子どもたちの育成など、よりよいまちづくりの支援を行っています。 自治連合会、社会福祉協議会、人権・同和教育推進協議会、環境をよくする会 食生活改善推進員会、保健推進員連絡協議会、青少年育成会、子ども会連合会 防犯協議会など
公民館サークル	各公民館では地域の方が集まって、文化・スポーツなど多岐にわたる分野でいろいろなサークル活動を行っています。



(2) 地区社会福祉協議会とは

米子市には、29の地区社会福祉協議会（公民館区域）があります。
ここでは、そのあらましを紹介します。（情報提供：米子市社会福祉協議会）

【 地区社協の主な活動事例 】

●ふれあい・いきいきサロン

「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者をはじめとする地域で暮らす住民の皆さんが気軽に集まり、ともに時間を過ごす場です。定期的にサロンに参加することで、社会的孤立の防止、外出のきっかけ、生きがいつくり、認知症予防、介護予防等の効果が期待されています。

サロンの実施主体は地区社協で、運営は地域住民（ボランティア）と参加者が一緒にされています。活動内容は自由で、主に公民館や自治会集会所といった気軽に集まれる所を会場として開催されています。

米子市社会福祉協議会（市社協）はサロンの運営に関する助言や相談を行うほか、各サロンへの活動費の助成とサロン保険の斡旋を行っています。

●見守り・援助活動

地域の高齢者を温かく見守り支え合うことを目的に、各自治会の在宅福祉員が、80歳以上の高齢者のみで暮らされているお宅を月に1回程度訪問し、元気でいらっしゃるか、何か不自由なことはないか、安否確認を行っています。

訪問以外でも、カーテンの開閉の状態、夜間電灯がついているかどうか、朝、新聞が取り入れられているかどうか、近所のお店に買い物に来てないか等、日常生活の変化に気を配っています。

●その他

高齢者支援、子育て支援等、地域福祉の推進に関する活動を各種団体と連携協力しながら実施されています。

【 米子市社会福祉協議会（市社協）との連携・支援 】

地区内の福祉課題やニーズに対して主体的、自主的に取組む地区社協に対し、市社協はそれらの地区社協の諸活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援をします。

米子市社会福祉協議会は、米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にあります。
（電話 23－5490）

(3) 各種団体役員等の役割など

役員【担当課】	主な活動
保健推進員 任期2年（再任可） 【健康対策課】	おもな役割 ①「自分の健康は自分で守る」という意味の啓発 ②地域ぐるみで積極的な「健康づくり」の推進 ＜地区によって活動内容は若干異なります＞ ・健診の受診勧奨の声かけ ・地区で健康イベントの開催 （おいしく食べて健康づくり教室や体操教室、ウォーキングなど） ・保推だより発行など地域への情報発信 ・研修会や交流会の開催、参加
在宅福祉員 任期2年（再任可） 【米子市社会福祉協議会】	①80歳以上の高齢者のみで暮らされているお宅等を訪問し、様子を伺い不自由なことがないか安否確認を行います。 ②訪問以外でも在宅福祉員の日常生活の中で、近所の高齢者の日常生活の変化に気を配っています ③ふれあい・いきいきサロン等、地区社協の活動にも参加協力しています。
交通安全指導員 任期2年（再任可） 【地域振興課】	①登下校時における児童・幼児の交通指導などを行います。 ②県及び市が主催する交通安全運動を推進するため、春・夏・秋・年末の街頭広報活動を行います。また、地域住民の交通安全意識の向上に努めます。 ③市が主催／共催する各種イベント事業等で交通誘導などを行います。
民生委員・児童委員 任期3年（再任可） 【長寿社会課】	民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、児童委員を兼ねています。 ①地域住民の生活上の心配ごと、困りごとの相談と相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、専門機関とのつなぎ役等。 ②高齢者・障がい者・生活困窮者・社会的孤立等への見守り ③課題を抱える子ども・子育て家庭等への個別支援活動、虐待防止活動
リサイクル推進員 任期2年（再任可） 【クリーン推進課】	①ごみの出し方を指導します。 ・資源回収の促進及び分別の指導、家庭でできるごみの減量活動など。 ②啓発活動を行います。 ・市のPR活動への協力、ごみ関係の講演会などを市民へ案内など。 ③地域の要望や意見を市へ伝えます。 ④不法投棄に係る情報提供を行います。 ・ごみについての情報を収集し市へ提供します。

自治会にデジタルを導入してみよう！

自治会に関する意見として、「自治会が何をしているかよくわからない」「誰が役員かわからない」「誰に連絡をしていいかわからない」といった声があります。また、役員の方からは「配布や回覧が多くて大変」という声もよく聞かれます。

令和8年度から米子市では、自治会における“情報共有の円滑化”や“コミュニケーション手段増による活性化”を図る手段の一つとして、操作が簡便な自治会運営支援システムを導入します。

利用を希望する自治会は無料で使用いただけます。

デジタル技術の導入は、時間の削減など負担軽減につながり、他の活動への取組時間の確保や、自治会に関わりの少なかった方の参加促進が期待されます。

①配布・回覧の量を減らせる！

- パソコンやスマホから、テキストや写真・ファイルを会員向けに一斉送信できます。
- 「共有資料」として格納すれば、いつでも誰でも資料を見ることができます。
(役員用に制限をかけることも可能)
- ➡配布・回覧の量が減って、アプリを使えない方向けの対応時間を生み出すことができます。

②班や役員毎に連絡可能！

- 自治会ごとで任意のグループ分けができるため、グループ内のコミュニケーションがとりやすくなります。
- 個人のSNSアカウントを使わないアプリ専用の登録であるため、メッセージ誤送信といったミスを回避できます。
- ➡グループ内一斉連絡が可能なので、アプリを使えない方への連絡時間を生み出すことができます。

③カレンダー形式で予定確認！

- 行事予定をカレンダー形式で登録できるため、わかりやすく日程を確認できます。
- 任意の日時にリマインド（念押しの確認）連絡を設定できます。
- ➡カレンダーを見ながら、日程の重複などを避けて活動の計画を立てることができます。

④防災情報がアプリに届く！

- メール登録などが不要で、アプリに直接、市が発する防災情報（市が設定した気象情報を含みます）が届きます。

⑤使用する団体の切替が可能！

- 自治会長は「地区連合会」「自治会」を切り替えて、どちらの情報も受け取ることが可能です。

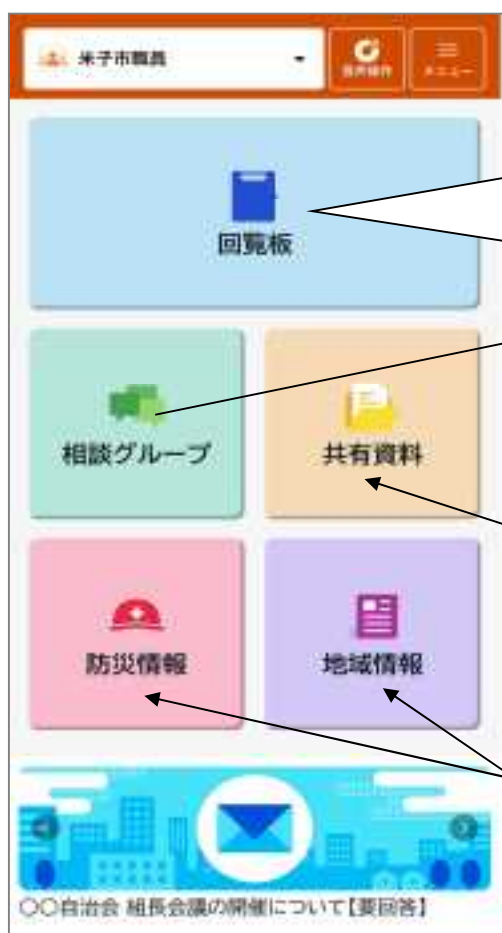
1 自治会運営支援アプリ「CHIKUWA! (チクワッ)」の紹介！

アプリを通じて、回覧板・防災情報等の米子市からのお知らせが簡単に確認することが可能となります。

(1) アプリの名前：CHIKUWA (チクワッ)

(2) アプリの画面！

アプリの基本的な機能！



① 電子回覧板（スマホに届く回覧板）

- ・回覧板を隣の家へ回す手間がゼロに！
- ・誰が読んだか（既読）がひと目で分かります
- ・行事の出席確認もスマホで簡単回答

② 相談グループ（役員間の掲示板）

- ・役員同士で気軽にメッセージのやり取り
- ・相談グループを何個も作れます⇒電話や集まる回数を減らせます

③ 共有資料（資料の保管箱）

- ・過去の回覧や総会資料などをアプリに保存
- ・次の役員への「引き継ぎ」が紙を探さなくてもラクラクに

④ 防災情報・地域情報

- ・ゴミ収集日や地域カレンダーをいつでも確認
- ・緊急時は、防災情報が自動でお知らせされます

(3) 期待される効果

アプリを導入することにより、情報共有の迅速化
住民のライフスタイルに合わせた柔軟な運営につながる

○自治会内でアプリの活用をする場合

①自治会内でアプリを活用されたい場合は**地域振興課に事前申込み**が必要です。

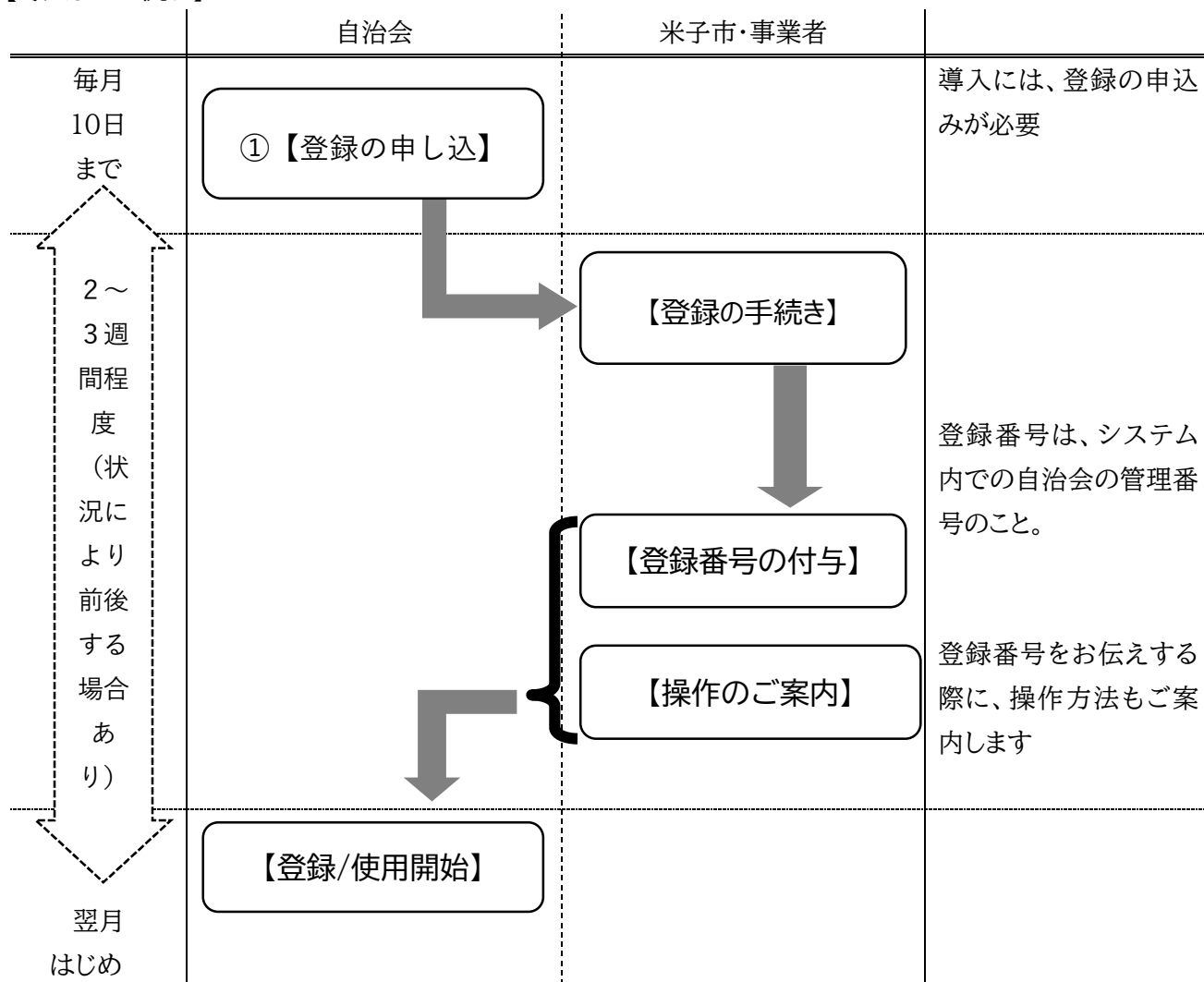
「自治会名」・「申請者名」・「連絡先」をお知らせください。

②自治会内の活用については、役員間等の少人数からでも活用の申込みができます。

③申し込みから自治会導入までの流れ

○毎月 10 日を締日として、翌月から導入する自治会を随時募集し、職員がその都度説明会を開催予定。

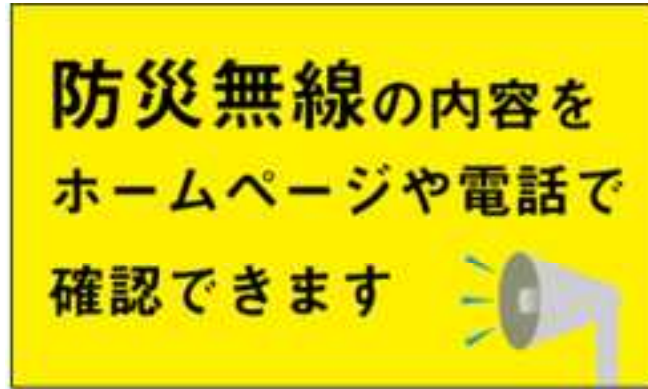
【導入までの流れ】



※毎月 10 日を申込みの締め切りとします。自治会内活用について導入決定しましたら地域振興課に連絡をお願いします。

導入についての説明会等は個別(自治会単位等)にも対応します。

ご不明な点等ありましたら地域振興課(23-5371)までご相談ください。



防災無線の放送内容は、以下の方法で確認することができます。

- 各公民館が放送する地区放送は対象外です。
- 行方不明者捜索のご協力を防災行政無線で放送する場合等で、行方不明者のかたの氏名を放送する場合がありますが、市外の不特定多数のかたが閲覧するホームページ上では氏名を公表・掲載していません。

① 米子市ホームページで確認する

無線放送時に「防災行政無線の放送文」が掲載されます。
システム連携の時差により最新情報でない場合があります。
その場合はページの更新をお試しください

<https://www.city.yonago.lg.jp/27292.htm>



② 電話で確認する

通話料は無料です。
携帯電話や公衆電話からも利用できます。
アクセスが集中した際には話し中になる場合があります。

フリーダイヤル

0 1 2 0 — 3 1 0 — 4 7 5
サイガイゼロ ヨナゴ

米子市の道路・公園照明灯が、すべて LED になります！

米子市では、市が管理する道路照明灯（約 4,300 灯）と公園照明灯（約 500 灯）を、すべて LED 照明に切り替えます。LED 化によって、電気代の大幅な節約や CO2 削減が大きく期待できます。

さらに LED は寿命が長いので、球切れがほとんどなくなり、住民の皆さまからの通報や修理の必要も大幅に減る見込みです。

また、今後 10 年間は、市が委託する業者が点検・修理を担当し、故障にも迅速に対応できる体制を整えます。

※本事業は、米子市が管理する照明灯を対象としています。自治会が管理する防犯灯は対象外です。

令和 8 年 4 月 1 日から

米子市管理の道路照明灯・公園照明灯の不具合の連絡先が変わります！

これまで照明の不具合は市役所で受け付けていましたが、

令和 8 年 4 月 1 日からは、米子市管理の道路照明灯・公園照明灯について

は、専用のコールセンターで受け付けます。

 **フリーダイヤル：0 1 2 0－2 7－3 7 4 0**

（年中無休・24 時間対応）

照明灯には、柱についている「管理プレート」と、電柱に取り付けられた照明灯本体の「管理シール」があります。ご連絡の際は、管理番号をお知らせください。

※管理番号が分からない場合は、住所や目印となる建物、電柱番号など、場所の分かる情報を教えていただくと助かります。

お問い合わせ（工事や事業に関すること）

米子市都市整備部 道路整備課 道路維持担当

〒683-0054 米子市鞆町一丁目 160 番地 米子市役所鞆町庁舎 2 階

電話：0859-23-5283（夜間・休日：0859-22-7111）



編集・発行

米子市自治連合会

『自治会活性化委員会』

(事務局) 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地

米子市総合政策部地域振興課内